

機能しつつあるタイ特許権等の権利行使事情

国際第4委員会*

抄録 タイには、アジアで最初の知的財産専門裁判所である「中央知的財産及び国際取引裁判所」(CIPITC)が設置されています。しかし、その運用情報や権利行使の実態に関しては未だ整備されていない部分があり、入手可能な情報も限られています。本稿では、タイでの特許権の権利活用やその対策に関する留意点について、現地での実態調査結果を基に解説します。

Q 1 タイにおける特許権侵害に対する法的対抗手段として、どのような手続きが可能ですか？

A 1 民事訴訟と刑事訴訟が可能です。民事訴訟では、損害賠償請求と差止請求が可能です。損害賠償請求は、刑事訴訟の付帯私訴として行うことも可能です。しかし、タイにおいては、米国のような懲罰的賠償の制度は存在せず、また逸失利益の賠償が認められないこと、侵害による直接損害の額の説明が困難であること等の理由から、裁判所において許容される賠償額はかなり少額であるのが実情のようです。差止請求としては、仮差止請求と終局的差止請求とがあります。仮差止請求についてはQ 8をご参照下さい。刑事訴訟では、最高THB400,000(約1,400,000円)の罰金、最長2年の禁固が法定刑として定められています(特85条)。

民事訴訟、刑事訴訟共に中央知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC))が第一審裁判所となります。

Q 2 CIPITCの概要について教えて下さい。

A 2 タイの裁判所は、①憲法裁判所、②司法裁判所、③行政裁判所、④軍事裁判所により構成されています。このうち、司法裁判所には、通常裁判所と専門裁判所の2種類があります。CIPITCは、知的財産と国際貿易に関する民事事件と刑事事件を取り扱う専門裁判所として1997年に設立されました¹⁾。特許権等の知的財産権侵害に関する民事訴訟及び刑事訴訟についての第一審の管轄権の他、特許委員会や商標委員会の知的財産権の査定不服審判の決定に対する不服申立てについても管轄権を有しています。

管轄地域はタイ全域で、職業裁判官(Career Judge)23名、知的財産権又は国際貿易の分野に専門性を有する非法曹の陪席裁判官(Associate Judge)130名の体制で各事件に対応しています。審理は、2名の職業裁判官と、1名の陪席裁判官の計3名の裁判官により行われます。CIPITCの判決に対する不服がある場合は、最高裁判所に不服申立てを行う二審制です。

審理ではElectronic Court(Eコート)、テレビ会議による証人尋問の手続きを導入し当事者等の利便性向上が図られています。

* 2013年度 The Fourth International Affairs Committee

Q 3 Eコート、テレビ会議による証人尋問手続きの概要について教えてください。

A 3 Eコートは、当事者、捜査当局、裁判所それぞれの手続きを容易にするため書類の提出や裁判所命令の通知に電子メール等が使用されるものです。2011年10月以降、200件以上の民事訴訟手続きで利用されているそうです。テレビ会議による証人尋問は、外国等遠隔地にいる証人にテレビ会議システムを使って証人尋問をする手続きで、民事訴訟、刑事訴訟何れも利用可能です。

Q 4 タイにおける特許権関連訴訟の件数について教えてください。

A 4 最近のCIPITCにおける発明特許、小特許(日本の実用新案に相当)及び意匠特許に基づく訴訟取扱い件数を表1に示します。

表1 CIPITCにおける特許権関連訴訟の件数²⁾

	2009	2010	2011
民事訴訟	27件	32件	20件
刑事訴訟	9件	12件	11件

Q 5 最近の発明特許に基づく訴訟事例を教えてください。

A 5 発明特許に基づく訴訟としては、日系企業が原告となったナノテク関連の訴訟、日系企業2社間のガラス関連の訴訟、多国籍企業とタイ企業との間の医薬品(抗がん剤)に関する訴訟などがありました。タイの判例の概要は、例えば早稲田大学COE知的財産法制研究センターが提供する「アジア知的財産判例検索システム」で検索することができます。

Q 6 発明特許等の訴訟の審理期間はどの程度ですか？

A 6 訴訟の期間は平均1年程度です。ただし、技術内容が複雑なケース又は証人

が海外にいるケースなどは長期化することもあります。

Q 7 審理をスムーズに進めるためにどのような証拠が有効ですか？

A 7 侵害を証明するために専門家に証言してもらうことも有効です。専門家は外国人でも証人となれますが、その人が十分な専門性を有することを経歴や論文で証明する必要があります。証人が出廷する必要があるか書類による証言提出でよいかは原告と被告の当事者間の協議により決まります。なお、これらの英文書証について、当事者間の同意がある場合にはタイ語への翻訳が不要とされています。

このようにタイの裁判審理では、迅速な訴訟進行を図るために、進行協議制度、宣誓供述書制度等が採用されています。

Q 8 特許権侵害事件で訴訟提起前に仮差止めが認められていますか？

A 8 裁判所規則に仮差止めに関する規定(最高行政裁判所規則69条)、仮差止め命令に関する規定(特77条の2)があり、特許権者が仮差止めを請求することは可能です。但し、仮差止めの緊急性を示す証拠を提出する必要があります。裁判所は、訴える側と訴えられる側の仮差止めをすることによる損害等を比較衡量し、仮差止めを行うか判断します。必要な場合には担保金を要求されます。また、実際には相当程度の緊急性が無ければ認められないため仮差止めされる件数はごく僅かです。

Q 9 タイにおいて、他人の発明特許を無効にするにはどのような手段がありますか？

A 9 タイ特許法には、日本のような無効審判制度はありません。他人の登録特許を無効にする場合には、裁判所に無効裁判を提起することになります。

登録を遅らせるための手段としては、①登録前の異議申立制度（Pre-Grant Opposition System）、②情報提供制度があります。

異議申立制度においては、出願公開から90日以内に利害関係者はタイ知的財産局（DIP）に対して異議申し立てを行うことができます。多くの国において、出願公開は優先日から18ヶ月と規定されていますが、タイには出願公開時期に関して「出願後に公開される」と規定してあるだけで、何ヶ月後に公開されるかは定かではありません³⁾。そのためか、異議申立制度の利用頻度は少ないようです。

タイ特許法には、情報提供制度に関する規定はありません。しかし、誰でも先行技術や市場製品の存在を審査官に知らせることができます。ただし、この通知手続は非公式であり、強行規定ではないため、この通知を考慮するか否かは審査官の裁量に委ねられています。

Q 10 審査経過の閲覧はできますか？

A 10 特許庁に提出された書類は包袋に入るので、第三者は閲覧することができます。出願公開前は秘密保持がされるため、第三者が閲覧できるのは、出願公開後です。DIPが提供する無料検索データベースなど、オンラインでは包袋の公開が行われていません。DIPの窓口で閲覧請求することにより、誰でも包袋閲覧が可能です。閲覧した書面の複写もできます。

Q 11 タイ特許法に先使用権制度はありますか？

A 11 タイ特許法には、先使用権の規定があります（特36条）。先使用権の要件を満たすためには、タイでの特許出願日以前に特許製品を製造すること又は特許方法を利用すること、或いはタイでの特許出願日以前に機器を取得することが必要です。日本の特許法におけ

る先使用権とは異なり、「発明の実施のための準備」に基づく先使用権は認められません。

裁判において先使用権を主張する場合、インヴォイス、注文書若しくは製品を製造した日時を示す記録等が証拠として使用できます。また、現地工場の製造ラインを撮影した記録も補強証拠として使用できます。タイに公証制度はありますが、ほとんど利用されておらず、先使用権を主張するための証拠品についての公証手続きの先例は、現時点ではないといわれています。

先使用権を争った裁判例はほとんどなく、先使用権の及ぶ範囲は不明とされています。なお、タイには、先使用権を登録する制度もありません。

Q 12 ライセンス契約の政府登録義務について教えてください。

A 12 タイ特許法上の特徴的な制度の一つに、特許ライセンス契約の政府登録義務があります（特41条）。特許権者はその権利を第三者に特許ライセンス契約により実施許諾することができますが、法的に強制力のある契約とするためには、書面により契約すると共に、それをDIPに登録する必要があります。ライセンス契約では、特許権者が公正に欠ける条件を定めたり、競争制限的な条件や使用料を定めたりすることが禁じられており（特39条）、このような条項がある場合には契約の登録が拒絶されます。

現地弁護士事務所へライセンス契約の政府登録状況を聞くと、取り扱い契約件数の40～90%程度との回答です。登録していない理由として、親会社と子会社間の契約でそもそも争いが想定しにくい、法律自体をよく知らない、登録費用が高い（政府登録料THB20,000～30,000（約100,000円）、さらに事務所手数料）、他の国で同様の制度がないためタイに出願した外国企業がこの制度を知らないことなどが挙げられています。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお、第三者（例えば当該特許権の侵害者）が当該特許のライセンス契約がDIPに登録されていないことを理由に特許の取消しを申し立てることは、強制実施権の設定（特46条）や不実施による特許取消（特55条(1)）の場合を除き、できません（但し、ここでの特許の取消しが意味するものが、契約無効か特許無効かは両論解釈があります）。特許の取消しを申し立てできるのは契約当事者間のみと解釈されているようです（特41条、特55条(2)）。

なおこの原稿は2012年度の国際第3委員会の活動によるものです。

注 記

- 1) 中央知的財産及び国際取引裁判所ウェブサイト
<http://www.ipitc.coj.go.th/index.php>（参照日：2012.12.20）
- 2) CIPITC訪問時のヒアリング結果を基に作成（訪問日：2013.1.21）
- 3) 国際第4委員会，知財管理，Vol.63, No.11, pp.1871～1874（2013）

（原稿受領日 2013年7月12日）

